

令和5年5月2日

各地区学校施設運用協議会長 様
各小学校体育施設開放運営委員会長 様

茅ヶ崎市教育委員会教育長
(公印省略)

令和5年5月8日以降における学校開放事業に係る感染症対策について
(通知)

本市の教育行政について、日頃から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の取扱いが変更されます。

このことから、5月8日以降の学校開放事業に係る感染症対策については、同日以降の茅ヶ崎市立小・中学校における対応の変更を踏まえ、次のとおりとすることとしましたので、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。また、各開放運営委員会、学校施設運用協議会内での情報共有をお願いいたします。

- (1) 「学校開放事業に関する留意事項」は廃止します。
- (2) マスクの着用をはじめとする個人で行う感染症対策については、個人の判断に委ねることとします。
- (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは、学校施設の使用を控えてください。
- (4) 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度)換気を行うようにしてください。
- (5) 施設使用前後には、手洗いを行ってください。
- (6) 食事の前後には手洗いを行うとともに、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように注意してください。
- (7) 競技団体別ガイドラインを参考に、競技特性に応じた感染症対策を行ってください。

(事務担当：茅ヶ崎市教育委員会 教育施設課 管理担当 0467-81-7218)